

〈絶対主義〉の概念の政治学的再検討：近代国家の 意義

竹原, 良文
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1547>

出版情報：法政研究. 34 (2), pp.1-38, 1967-11-15. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

△絶対主義∨の概念の政治学的再検討

—近代国家の意義—

竹 原 良 文

- (一) は し が き
- (二) 問題への政治学的アプローチの方法
- (三) 絶対主義の歴史上の位置
- (四) 絶対主義の政治的諸要素

—

論 說

フランス革命を理解する場合にも、明治維新を把握する場合にも、アンシャン・レジーム、すなわち絶対主義または絶対王政 (Absolutisme, Absolute Monarchy) とは何かを正しく知っておかねばならないし、憲法以前の明治政府が絶対主義かいなかについてはげしい論争がおこなわれ、現在なお政治理論上多くの問題がのこされていることはよく知られている。私はナショナリズムの誕生について、その端緒をフランス革命に求めたが、そうすると今日

民族国家 (Nation-state) と呼ばれている革命以前の「近代国家」を生み出したのは民族主義ではないのか^(一)という疑問にも答えることを余儀なくされた。また近世政治思想史について講義を担当しながら、十六―七世紀のヨーロッパ史の政治的特徴についてこれを綜括的に素描する努力に欠けて、細部にばかりこだわったことを反省して、シェーマ化の誤まりは十分承知しながら、「絶対主義」について問題点とそのアプローチの方法を概括的に追及してみたのがこの小稿である。だからそこには十分な文献資料の検討にかけているし、なんら新しい具体的史実による検証でもないことをおことわりしておかねばならない。

第二五回国際東洋学会議(一九六〇年・八月、モスクワ)におけるソ連邦の日本研究家ハ・エイドウスの明治維新に関する報告は、勿論明治維新の革命的性格に関する問題に集中されているが、『日本における未完成のブルジョア革命としての明治維新』、ここにこの報告をとりあげるのは、ソ連邦の歴史学界における「絶対主義」に関する概念規定について多くの問題があることをうかがわせるからである。彼は明治君主制が中世後期の封建的・絶対主義的君主制―ブルボン王朝またはチューダー王朝とはちがっているが、いわゆるブルジョアの君主制でもなくて、地主・ブルジョアのブロックの反動的独裁から漸次ブルジョアの君主制へ移行する端緒を与えた^(二)と説明している。封建的絶対制に対しブルジョア階級の基礎とした絶対制も歴史的事実として存在していた^(三)ということになる。この概念上の混乱はこの報告をめぐる井上清、大塚久雄氏らの討論の中でもとりあげられている^(三)。マーカンティリズムにも王朝的マーカンティリズムと議会的マーカンティリズムとが区別されるが、それと関連の深い絶対主義にも封建的なそれとブルジョアの絶対制の区別がなされるのだろうか。これを日本史に適用して絶対主義には徳川時代の鎖国的絶対制あるいは天保改革以後の絶対主義と明治政府における絶対王政があると云うのか、その点明らかではない^(三)。西欧史における概念をそのまま図式化して、「東洋的専制政治」の日本の政治的変動過程にそのまま適用すること自体が誤

った説明の原因となるのではないだろうか。むしろアジア史はアジア固有の歴史的範疇から理解されるべきこと、すなわち特にアジア的条件における近代化—民族革命Vの問題として把握されるべきかもしれない。しかし古典的絶対主義についても世界史的観点から見るとき、いわゆる近代国家あるいは民族国家は、政治学・国家機構論から見ると、絶対王政そのものの表現であるが、社会経済史的分析から見ると、それはブルジョア革命後のブルジョア国家においてはじめて具現化されるのであって、絶対王政は封建国家にすぎない—という相矛盾した見解がなんら統一されないで、未解決のままに放置されていることは否定されないだろう。だから新しい資料、証拠にもとづく証明の試みは全く望みえないにせよ、その対立した認識になんらかの統一された概念規定を提供する問題整理も全く無駄だとは云えないだろうと考えた次第である。

(一) 講座『日本近代法発達史』一一卷（勁草書房、一九六七）、二三四—三八頁。

(二) 同右、二〇九頁以下。

(三) 上山春平『歴史的分析の方法』、二六頁以下、五四—七頁、 \wedge 絶対主義Vを徳川時代に設定し、明治政府をブルジョア革命である維新に続く初期ブルジョア国家—完全なブルジョア国家が自由主義であるに對して、むしろ権威主義的、全体主義的である点、絶対主義的性格をもっている—であると規定している。マーカンティリズムの点において、ピューリタン革命におけるクロムウェル独裁、フランス革命後のナポレオン独裁におけるマーカンティリズム、あるいは名誉革命後の議会议治のもとでのマーカンティリズムが、王朝的それと本質的に同一であるということと、発想法の上で同じであることに注意できる。なお河野健二『フランス革命と明治維新』もほぼ同じ見解であるが、単なる類比にすぎないし、無規定の観をまねがれない。

『絶対主義』の概念を規定するに当って、歴史学上の時代区分の諸規定との相互関連において、この制度の諸特質を分析し、見いだすことが重要な手段となるだろう。つぎに絶対王政に関する相反するアプローチの方法をとりあげて、その諸問題点を一応整理しておくことが、概念規定を行う場合の前提となるだろう。一つは国家権力の構造、特質を分析するに当って、基本的視点を国家権力の階級的基礎の分析に集中的に求める史的唯物論の方法であって、絶対的君主の階級的基礎は封建的領主貴族であり、その物質的根拠は封建的大土地所有であるから、絶対王政は封建国家である——との見解がそこから導かれてくる。ブルジョア革命に対するアンシャン・レジームの特色が社会経済史的に検討され、絶対王政の反自由主義的、非近代的側面がそこでは強調されている。他方絶対王政の統治構造のもつ合理的、有効な社会機能に留意する政治学者、行政学者は、その権力集中と合理的運営に注目して、絶対王政において近代的国家構造の基礎はおかれたのであって、ブルジョア革命はそのより一そうの高度化、促進を企図したものにほかならない——と考えている。あるいは経済・技術の規模の拡大、革新の進行に旧来の統治機構が有効に適応しえないところから生じた問題にすぎない——との見解である。以上のような方法論上の見解の相異を以下において一そうくわしく検討しよう。

マルクス主義的立場あるいはそれに近い視点をとっている歴史学者、またはソ連邦の歴史学者の「絶対主義」に関する概念規定は、すでに述べたように社会経済史的分析から出発して絶対君主の階級的構造を本質的に把握することに関連している。この見解から見ると絶対主義は、中世の封建的領主制、身分制的君主制から近代のブルジョア国家にいたるあいだの、過渡期における特殊な中央集権的民族国家体制であることについては、意見は一致するのである。

が、その国家構造の階級の本質が何であるかについては、その時代区分—封建国家なのか近代国家なのか—とも関連して、はげしい意見の対立と論争が存していることは周知のとおりである。すなわち絶対王政は階級均衡の結果であるという、あるいは階級国家論の見地からみると過渡的形態に属する^例外国家Vだという見解であり、他方は権力の階級的基礎は封建的地主貴族に存すると説く封建国家論である。^(二)

^階級均衡論Vはすでにエンゲルスによって、さらにのちにはカウツキーによって主張されたところであって、^(三)封建的貴族階級と新興ブルジョアジー—商業資本家・貿易金融業者など—との対立を利用し、彼らの勢力の均衡をはかるところに、絶対王政の超階級的、第三者的役割が可能とされているのであって、ブルジョアジーとプロレタリアートの勢力均衡の上に形成されたボナパルティズムと同じく、階級国家論の例外をなす^例外国家V論がそれに適用されている。しかし社会経済史的分析を徹底した場合、ここに云われている封建貴族、領主的地主は純粋な封建的土地所有者であるということとはできない。中世の特徴の一つである修道院の領地は没収されるか、あるいは大はばに制限されるかしているし、大貴族の所領も没収または併合されるに至っている。商業資本家、独占的問屋商人による土地買収も大規模に行なわれ、没落貴族に代わって新興貴族—たとえばフランスにおける法服貴族の進出がさかんになったのではなかったか。新興ブルジョアジーと云ってもそれは近代的ブルジョアジー、すなわち産業資本家とは質的に異なっていた、前近代的高利貸業者、ギルド的商人資本家だったのではなかったのか。階級均衡論のまゝにこれらの宮廷中心の特許マヌファクチュアラー、寄生地主などの新興支配層の経済的階級的分析こそが重要である—との批判がおこなわれるのは当然である。^(三)

他方の絶対主義—^封建国家V論は、宮廷勢力の経済的階級の基礎が封建貴族による領主制的土地所有に存することを強調している。封建貴族に対抗する商業的ブルジョアジーにしても、それは決して近代的ブルジョアジーではな

くて封建的生産關係に寄生した問屋制的、特權的商人にほかならない。したがって兩階級は、階級均衡論の云うように、ボナパルティズムのブルジョア対プロレタリアの階級対立と同じような性質の対立をもつのではなく、したがって均衡關係に入ることもない。むしろ封建的領主は農奴の身分との対立を基本的階級矛盾としてもっているのである。商業資本との対立を根本矛盾としてもつものであるとは云えない。封建的農民の根本的要求、すなわち農奴解放の要望からおこってくる封建制そのものの危機に対応する封建的反動の中から絶対王政は出現するのであって、この意味において封建制の最後の段階における封建国家であることが主張される。^(四)

ソ連邦歴史学者の絶対主義に関する見解は、經濟史学的分析よりもむしろ政治学的分析に重点をおいている。たとえば絶対王政時代における農民平民派の反封建斗争、ブルジョアジーの政治的憶病さ、封建貴族の危機感などが政治的実践の諸要因として重視されねばならないことが指摘されている。この絶対王政論から見ると、それは封建貴族と新興ブルジョアジーとの階級的均衡の所産ではなくして、 \wedge 封建国家 \vee の最高にして最後の段階—帝國主義の資本主義における發展段階との類比において—であるという規定が強調されている。絶対主義は農民の封建的搾取への反対斗争が最大限の力となった中世末期において、貴族階級が自己の権力的支配を維持するために、公然たる \wedge 独裁 \vee の路線に立つにいたったところに成立したと主張されている。この農民の反対斗争、すなわち農民的平民的反对派の武力斗争を弾圧するには、分権的領主權力の個別的活動では不十分なことを、領主貴族が自覚したところに、中央集権的官僚機構の確立が可能とされたのである。しかしそれは云わば階級支配の用具であって、政治權力の階級の本質からいうと、絶対王政は官僚制が示すような外見上の超階級的性格そのものを属性とするものではなくて、封建的領主階級の独裁である。それが有力な政治勢力だったブルジョアジーを保護し、その生長を促進する政策を採用した所以は、ブルジョアジーを自己の陣營に引き入れ、反封建革命を少くとも引きのばすための政策にほかならなかったのだ。

あって、決してΛ権力構造Vの要素として、封建貴族と新興ブルジョアの階級的均衡が形成されたことを意味するものではない。^(五)ポルシェネフのフロンド叛乱における農民一揆の重要な役割―ブルジョア革命の試み―に関する研究もまた基本的には、以上のような絶対主義観につらぬかれていると云えよう。^(六)ソ連邦科学アカデミー編『世界史』の絶対王政に関する見解もまた封建国家論をつらぬいている。^(七)

しかし階級均衡論が主張されるほどに、社会経済史的分析の観点から見ても、絶対王政の物質的あるいは経済的基礎である生産関係あるいは生産様式は、純粋な封建的領主制的形態からぬけだして、商業的、資本蓄積的諸過程にあったことは否定しえないところであって、新興ブルジョアの君主権力と結合した資本主義的發展への積極的主体的条件を評価しなければならぬ。旧領主制の解体、農民的商業の成長、半封建的土地所有制の成立は否定しがたい経済史上の事実であろう。^(八)史的唯物論の見地からは新支配勢力の形成・変動の動態的研究が望まれるであろうし、ことに政治学的に絶対王政を理解しようとする場合にはなおさら政治勢力の主体的諸条件を実証的に明らかにしておく必要があるだろう。

このような階級国家論からの社会経済史的分析に対して、国法学、法制史学の見地からの絶対王政研究の視点は、国家乃至統治機構のΛ機能V論に求められている。統治機能の合理性あるいは有効性、あるいはそれと関連した機構制度の比較的方法に研究の重点がおかれている。^(九)この点から見ると絶対王政のもとにおける官僚的中央集権制は、絶対主義を封建国家から明らかに区別するところのもっとも重要な要素であることが強調される。絶対王政はルネッサンス、宗教改革がもたらした世界観自然観の変革から生じた合理主義、科学革命が、統治技術に及ぼした衝撃の結果として、封建国家を変革してゆく過程に成立したと云われる。統治の世俗化あるいは非宗教化の進行とそれに関連した信仰上の寛容の確立、領主裁判権の否認、身分制的特権の廃止、権力の集中化に認められる、いわゆる近代民族

国家の形成である。あるいはそれに対応した統治技術の革新、たとえばW・ペティ、ヴォバン、コルベールなどによる政治算術、人口学または、統計技術の統治への導入である。この見解によれば絶対王政は、封建国家―帝国、ローマ教会、領主貴族、自治都市―に相對立するものであって、主権国家として近代ブルジョア国家の憲法制度の基礎をすえたものであることが強調される。それがブルジョアの憲法制度と異なる点は、全体主義(Totalitarianism)と自由主義との、運営上の相異にすぎない。M・ペロフはこの点についてつぎのように説明している。『実さいわれわれ自身の見点からすると、フランス革命以前の一世紀は、絶対制 (absolute régime) を創造した人々の後継者によって専有されることとなった統治技術の発展のゆえに、特別な意義をもっている。トックヴィユの『アンシャン・レジームV以来、フランス君主政が伝統を平準化し、破壊することによって、革命的、ナポレオンのフランスを達成する上に道をならしたことを指摘することは、歴史書の常套事となった。すなわち近代フランスの諸制度は、その大部分がこの時期にはじまったのであるが、それらは絶対君主政のもっとも初期の統治の実際の応用を示しているにすぎない。』⁽¹⁰⁾ ここで云われているトックヴィユの著作は『旧体制と革命』(L'ancien régime et la révolution) [一八五六]であって、彼は自由を目標としたフランス革命が、その打倒したところのものよりもはるかに強力かつ専制的政府として、再び全行政を中央集権化し、いかに自由を名目だけのそれにおきかえたかを批判している。『…なんらのニューも、集会する機会も、政策決定に参与する方法も与えないで、選挙民の投票に根拠をもった人民主権Vはいかにして実現されるのか。課税について大いに論ぜられた人民自由投票Vが、奴隷状態と沈黙とに馴育された、会議における無意味な同意よりほかの、いかなるものをも意味しないものに、どうしてなってしまったのか。かくて人民は自治の手段と権利の保障―革命のもっとも価値あり、かつ貴重な成果の中に加えられる、言論、思想、文学の自由を奪いとられた。』⁽¹¹⁾ 彼はこのような見地からフランスにおける模範的中央集権制が、革命あるいはナポレオン体制

の所産ではなくて、実に八旧^{アシナシレージュム}制度Vの遺産として革命的変革を耐えて生きのびてきた唯一の国家制度の一部分であること、その機構の歴史は国王顧問官會議（*Conseil du roi*）に由来すること、当面の政治的課題はこのような全体主義的運営方式の立憲的自由主義への方向転換に存することを主張した。^(二二)

トックヴィユのこのような見解はすでに立憲自由主義派に属していたバルナーヴの見解に一致する点が多いので、よりよい理解のために後者の『フランス革命序説』を紹介しておこう。『技術と商業とが社会の生活の中へ浸透し、労働者階級へ新しい富の源泉を開くことに成功するや否や、憲法上の革命が準備される。富の新しい分配は権力の新しい配分を生みだす。土地の所有が貴族政治をつくりだしたと同じように、工業的財産は人民の権力を勃興させる。彼らは自由を獲得し、その数をまし、政治に影響を及ぼしはじめる。小さい国家ではこの新しい富は『新しい貴族政治、ブルジョアと商人の一種の貴族政治』をつくりだし、彼らを統治上の首長たらしめる。大国家においては『そのすべての部分は相互のコミュニケーションによって結ばれる。工業上の大きな富を所有する一大市民階級が形成されるが、彼らは国内秩序を維持する上にもっとも強い関心をもち、課税によって法を執行するに必要な力を国家（公権力）に与えている。たえず中央から地方へ、そしてまた逆に周流してゆく巨額の租税、訓練された軍隊、偉大な首都、多くの各省部局が、一大国民にその生命を保持する統一と緊密な団結を与える多くの環となっている。』^(二三)

彼はハーリントンに従って、経済上の分配が政治的権力の分配を規定すると考えていた。この点から見ると貴族政治の基礎は土地所有であり、君主政治のそれは公権力であり、民主政治のそれは動的資本である。ヨーロッパ革命はその制度に影響を及ぼす三つの段階を経過した。第一の段階はコミュニオンが自由と土地を買いとり、したがって貴族政治が領土と富とを失って、封建制度の崩壊を目前にしたときである。第二段階は工業の意義の増大であって、

それが全ヨーロッパを法皇の世俗的支配から解放し、宗教上の宗主権をも奪い取った時期である。第三段階が動産の発達であって、民主政治の発展が見いだされる。『…地理上の位置がそれに有利であるか否かに応じて、それが樹立した統治組織もまた多様だった。小国であって人民が強いところでは共和国が樹立された。領土が広大な他のところでは人民は課税の手段によって、国王と人民の共同の敵である貴族政治から君主の権力を維持するに足る力をもつにすぎなかった。すなわち絶対君主政の創設だった。さらに先へ進むことができたところでは、人民は、長いあいだ大貴族に対抗して王権を支持したのち、急に革命的となり（既成の爆発）、統治組織に参加して、制限君主政治を樹立した。その発展が弱かったところでのみ封建的統治の、貴族制的、連邦的形態が生き続けることができた。……フランスに民主的革命を準備し、十八世紀末にそれを爆発させるにいたったものは、ヨーロッパのあらゆる政府に共通な、この進化である。』^(一四)

このような政治制度論の視点から見ると、 \wedge 絶対主義 \vee とは、中世のローマ教會的普遍主義からの民族国家の絶対的独立であって、国家の世俗性、ローマ教會からの独立、慣習、特権および私的裁判に対する中央政府の全権能の確立を見た新しい国家形態であって、この点ではボータンの絶対主義もホップスのそれも、またルソーの絶対的民主主義も、本質的には \wedge 主権国家 \vee 全体主義的であって、そのあいだに相異はない。それらは中世的多元論と原理上全く他のものであると考えられる。^(一五) 社会組織の発展とそれに対応した統治組織との不適應、不一致、政治上の諸変革を要求すると云う機能論あるいはウェバーの \wedge 合理化 \vee の理論がこの絶対主義論の根拠となっている。T・ローパーが、近世史における一般的 \wedge 危機 \vee の基本的要因として社会経済の構造と統治行政機構との不適應、後者の寄生化を挙げているものも同じ視点からのアプローチと云えよう。^(一六)

史的唯物論からの方法論と統治機能論からの方法論とは \wedge 絶対主義 \vee の理解についても根本的に相反する結論を示

しているが、政治学的・制度論的にその概念の再検討を試みる場合、生産様式あるいは経済的セクターにおける封建的要素の広汎な残存にもかかわらず、統治機構とその政治的主体であった官僚グループの積極的志向性は領主的、ギルド的勢力との敵対関係を明確にしていたし、結果としてはブルジョア国家機構の基礎を置くことになるにいたった中央集権制の確立にむかっていたことは否定しえないだろう。マルクスはこの点について絶対王政とブルジョア共和国の統治機構における連続性を承認していることに注目せねばならない（『ブリュメール・十八日』^{（一七）}）。絶対王政の物質的根拠なり、階級的基礎なりを社会経済史的に分析することがきわめて重要なことは云うまでもないが、経済的構造がそのまま同一平面において政治・国家現象を規定しているとは云えない。あるいは前者を本質論の分野、後者を現象論の分野に區別してその相互の関連を追究する試みについても、複雑多様な政治的事実を過度に単純化しすぎるのではないだろうか—とおそれる。政治現象を探求する独自の政治学的方法が求められるわけだけでも、それは統治機能論が追求するような社会調整の効率に関する統計学的・心理学的—パーキンソン氏的方法の研究におわるわけのものでもないだろう。このような研究が政治に関する理解に重要な手がかりを与えてくれることは否定しえないにしても。問題は経済的階級的構造と政治の諸過程における行動主体としての政治勢力とのあいだには、単純な反映論で説明することのできない相対的独自性が存在し、それらの独自の主体意識的諸条件が、経済人と政治的人間との行動上の分裂や矛盾をつくりだしていることに注意せねばならないだろう。絶対王政を理解する上での混乱は、たとえば政治勢力としての「官僚」をそのようなものとして、君主、宮廷的派閥、自治都市ブルジョア、冒険商人などに対して政治の世界で把握しようとせず、階級構造へ一りつに還元しようとしたところから生じたのではないだろうか。政治的役割には積極的な面もあれば、あるいはたとえば農民層の消極的な面—非政治的、あるいは暗黙の忠誠—もあることが評価されねばならないだろう。あるいは政治的状况の緊張と弛緩とを—経済的要因と関連していることは云うまで

もないが—考察せねばならないだろう。そこではもっとも把握しがたい精神的要素もまた物質的要素と関連して十分考察されねばならないだろう。^(二八) つぎに絶対王政の歴史的位^(二八)置について、ついで政治的行動主体、その危機的状況、その理念上意識上の変動などの政治的諸要素について、きわめて不十分であるが若干考察してみよう。

(一) 白杉庄一郎『絶対主義論』、第一章。同氏は階級均衡論の見地から封建国家論を反駁している。河野健二『絶対主義の構造』は、ブルジョアの発展の産物であることを強調しながらも、封建説を支持している。『絶対主義は本質的には封建権力であるところから、絶対主義下のブルジョアの発展を否定する見解が一方にあり(いわゆる封建派、近くは大塚史学)、他方にはブルジョアの発展を重視するところから、権力の階級的性質を見失っている見解(いわゆる労働派)がある。絶対主義権力は、階級均衡の上に立つとはいえず、それは絶対主義がブルジョアの発展を土台とし、ブルジョアジーの抬頭を自己に有利に利用するという事情を示すにすぎず、絶対主義権力自身の階級的性質は封建的なものである。』(一五—六頁)これらの著作は、絶対主義論争の論点を詳細に教えてくれる。

(二) エンゲルス『家族、私有財産、国家の起源』、『住宅問題』、カウツキー『フランス革命時代における階級対立』、第二章。

(三) 白杉、同右、三三頁以下参照。中木康夫『フランス絶対王制の構造』、一八頁以下。

(四) 中木、同右、三三頁。柴田三千雄『フランス絶対王政論』、一〇八頁以下。

(五) ソヴェト大百科事典、第一巻、△絶対主義▽(三一—三二頁)。稲子恒夫『ソヴェトの絶対主義論』、『明治維新の理論的諸問題』、二二二頁以下。

(六) B. Porchnev, *Les soulèvements populaires en France de 1623 à 1648*. S.E.V.P.E.N., '63, pp. 578—80.

中木、同右、二二二—二六頁。H.Méthivier, *L'Ancien Régime*, pp. 75f.; (邦訳、八三—七頁)

(七) 世界史、中世、6。(ソヴェト科学アカデミー編)、三〇九—一〇頁。

(八) 高橋、同右、九七—一二〇頁。領主制の△特権制▽への移行については柴田、同右、一〇八頁以下。農民的商品経済の基礎である半封建的土地所有については中木、同右、一九—二二頁。

(九) Fr. Hartung et R. Mousnier, *Quelques problèmes concernant la Monarchie Absolue*. (Relazioni del x

- Congresso Internazionale di Scienze Storiche, vol. IV. Storia moderna, G. C. Sansoni- Editore, [Biblioteca Storica Sansoni, Nuova Serie, xxv.] Firenze, '55., pp. 26—7.
- (10) Max Beloff, *Age of Absolutism*, p. 8.
- (11) Al. de Tocqueville, *The Old Régime and the French Revolution*, Foreword, xi.
- (12) Ibid., pp. 32—4 ; Foreword, xiv—xv.
- (13) H. J. Laski, *The Rise of European Liberalism*, pp. 232—33.
- (14) Ibid., pp. 233—34.
- (15) A. D. Lindsay, *Absolutism*. [Encycl. of Social Science, ed. by Ed. R. A. Seligman; vol. 1., pp. 380—81.]
- (16) H. R. Trevor-Roper, *The General Crisis of the Seventeenth Century*, [Crisis in Europe, 1560—1660, ed. by Trevor Aston.] pp. 94—5.
- (17) マルクス・エンゲルス選集、第五卷、下、三九四頁。
- (18) 越智武臣『近代英国の起源』、五七—八頁、無国籍の歴史学と人間不在Vが、政治学的研究の発展によって、政治主体としての人間を歴史学の中へ回復させることを期待している。

三

十六—十七世紀ごろにA絶対王政Vがいかにして成立したのか、それがどのような過程をたどって発展し、あるいは衰退し、ついにブルジョア革命を経て立憲自由主義の国家形態へ移行してしまったのか、それらの諸要因を一般史あるいは特殊史について実証的に研究することは、A絶対主義Vの概念について検討する上に欠くことのできない方法論上の要請であることは言うまでもない。しかし経済史・政治史的研究にとぼしい私の場合、それらの具体的事実を素描的に問題史的に整理するのとどまらざるをえない。

△絶対王政Ⅴの成立と発展の要因に関しては、こまかな諸条件となると、多くの見解の相違があるけれども、それを大別すると兩種の相反する意見に區別できるのではないだろうか。一は封建制度の基本的階級矛盾である封建領主と封建農民との対立の激化、後者の農民一揆あるいは農民戦争の形態による反封建斗争の展開から生じた、あるいはそれと関連して随伴的に一般化してきた封建制度そのものの△危機Ⅴから、またはそれに対応して、封建的支配層が深刻な危機感からかような事態を乗り切るための緊急な政治的手段をとらざるをえなかったが、それが絶対王政の成立の基本的要因であると主張する見解である。^(二)△封建危機論Ⅴとでも云うことができるだろうが、この見解からすると絶対王政は本質的に封建国家—しかも最後の段階における—にほかならないという意見が多い。他は絶対王政の近代的進歩的側面を強調する見解に認められるところであるが、その成立の要因をブルジョアの資本主義的経済様式の飛躍的發展、つまりマヌファクチュア生産方法による中世的手工業の崩壊あるいはそれに関連した△科学革命Ⅴの進展に求めようとする見解である。つぎにこれらの点について諸説を検討してみよう。

(一) 封建制危機論であって、農民の反封建斗争に重点を置く見解と、その他の要因からおこる封建制の危機を重視する見解にわけられる。まず前者の説に従って十五—六世紀における西欧諸国の絶対王政成立期の前後における農民一揆または農民戦争の発生状況を見よう。バラ戦争の後に現れたチューダー王朝の成立、宗教戦争の渦の中から現れたブルボン王朝の形成の過程と農民の反封建斗争の関連は具体的にどのようなものだっただろうか。論者によっては一三八一年における農奴制廃止を要求して戦われたワット・タイラーの叛乱とそこに示された領主制的危機 (crisis seigneuriale) に絶対制の端緒を見いだす見解もあるが、^(三)イギリスにおける絶対王政への移行が明確な形をとったのは、一四五〇年ジャック・ケイードの乱、百年戦争の終結(一四五三年)とバラ戦争を経てヨーク政権成立においてであって、たしかに封建的危機の過程において封建領主に対立し成長してきたシェントリー、農民を政治的社會

的基礎としてヨーク王権、またそのあとのチューダー王朝への道は確立されつつあったと云えよう。^(三) 危機Ⅴに對処するために封建領主が開始した第一次エンクロージャ、または第一次農業革命Ⅴに當って、これに對抗した農民一揆もまた一そう激化しているが、一五三六―五四年、ことに一五四九年を頂点とする約二〇年間に大規模な一揆が全国的にしきりにおこっている。しかしエリザベス一世の治世のもとでは小規模なものをのぞけば農民一揆はほとんどおこっていないと云われる。それが十七世紀スチュアート王朝のもとにおいて、内乱の時代に近づくにつれて再び一揆は全国的に規模も著しく拡大されて瀕発するようになった。^(四) 新興領主となったジェントリーはエンクロージャの積極的促進を支持する。最初は農民を支持してエンクロージャに反対していた絶対王政は、農民一揆の徹底的弾圧によって領主・ゼントリーの特権的土地所有を保護する方向を明確にすることによって、封建的地主階級の権力である本質を明からさまにするようになる。まさに封建的反動として絶対王政は武力と強大な中央権力によって農民の反封建斗争を圧迫するのである。^(五)

フランス絶対王政の場合もほぼおなじであって、宗教戦争・農民一揆の鎮圧の中からその勝利が勝ちえられた。宗教戦争の末期には農民の武装蜂起と豪農の指導のもとにアンリ四世支持の方向が、宗教戦争の終了とブルボン絶対王朝の確立を決定的なものとした。この一五九三―九五年にいたる農民一揆―ブルゴニー、南西部フランスなど全国的規模をもった―は明らかに封建制一般への反対斗争の性格をつよめていたと云われる。^(六) フロントの叛乱（1648～53）は大貴族とパルルマンを根拠とする新興の法服貴族との反王権の叛乱だったと云われるが、その底辺に農民的平民的反対派の反封建的入ブルジョア革命の試みⅤがあったことをポルシュネフが指摘してから、人民衆のフロントⅤが新しい視角からとりあげられるようになった。^(七) このような封建制、あるいは半封建制の重大な危機を克服することによって、太陽王ルイ十四世とコルベールの絶対主義はフランス王国のもっとも輝かしい世紀―偉大な世紀Ⅴを生

みだした。

勿論封建制の危機と云っても、純粹な領主制的土地所有の擁護を意味するのではなくて、新興貴族による寄生的半封建的土地所有への変化が広汎に進行していたことは云うまでもない。^(八)だから絶対王政の目的が領主制の再建にあったなどとは云えないことは、イギリスにおいて政府がエンクロージャから生ずる農民の困窮から彼らを保護する態度を示したことに、フランスにおいて国王が旧領主制を廃止し、全国土を統合する過程において農民の負担軽減の措置をとり、農民もまた国王を支持して大貴族に敵対する方向を明らかにしたことに、うかがい知ることができる。しかしそれは農民が絶対王政の階級の本質を見ぬくことができないで、倒錯した日和見的觀念形態に固執したことから生じたことであって、領主制ではないにせよ半封建的寄生的地主制を擁護し、農民のこれら地主制に対する反対斗争を徹底的に弾圧することがその根本的要求だったと云われる。^(九)しかしこの点について農民の反君主的一揆は封建貴族の反宮廷斗争と関連して斗われたのであって、領民に対して領主貴族が積極に煽動し指導していた事実を指摘する批判的意見も少なからず見いだされる。^(一〇)また農民自身が当時の状況の中で近代的ブルジョア意識をもって積極的に封建体制一般を否定し、封建制の重大な危機をつくり出したということについては、封建危機論者によってもむしろ批判され、寄生地主制のもとにおける農民層の分解、一部の産業資本家への上昇と他方大多数農民の離農・プロレタリア化・家内手工業の衰退などの諸要因がブルジョア革命の前提にあげられるのが一般である。^(一一)したがって十五―十六世紀農民の反封建斗争が政治的に明確なパースペクティヴをもち、封建制にかわる現実的社會經濟組織を志向していたか―という点、むしろ消極的、ユートピア的であって、それ以上の積極的内容をほとんどもたなかった―と云えよう。

封建国家の危機をもつと中世にさかのぼっていわゆる身分制国家 V (Stände-Staat, pays d'états) に求める見解があることも見のがせないだろう。領主制が崩壊して、等族會議、都市コンミュニオン、コーポレーションの身分制

的自治制が認められた政治制度への移行が十二—三世紀ごろから進行しはじめるが、そしてイタリアにおいてはフィレンツェ、ヴェネチアなどの中世都市共和国家の出現はその頂点をなすわけであるが、その都市的自由こそ封建制そのものの否定であり、近代的ブルジョアの自由への連続であって、絶対王政はこの危機に対応して自治的精神を圧殺する役割を荷負ったという見解である。封建国家に対しルネッサンス的自由都市あるいはその連合体が新しい近代国家創造への進歩的方向をたどりつつあったとき、この運動を挫折させ、その反動として絶対王政は成立したと云われる^(二二)。しかしこの点では中世都市の自治的自由が封建制と異質的なものであって、それに対し根本的に否定的なもの、したがって近代的自由と連続性をもつものと理解してよいのかについて疑問がのこされよう。ギルド的自治制を絶対王政は否定し去ったが、ギルドこそ封建的身分制の本質的成分だったのではないのか。

(二) 封建危機論が農民への収奪の強化、その窮乏の増加、階級対立の激化、つまり生産力の衰退あるいは停滞から総じて絶対王政を説明するのに対して—そしてこのことは東エルベの絶対主義、プロイセン的ユニカー的絶対王政には妥当するとしても—、反対に工業化、技術革新から絶対王政を説明しようとする試みもまた有力である。すなわちマヌファクチュア論であって、生産様式の旧来の手工業からの革新、その規模の飛躍的増大、市場の拡張が権力的手段によって達成され、その財政的手段としての貴金属蓄積が植民地戦争の形態において遂行されるために、中央集権的絶対王政の権力が、 \wedge ビヒモス \vee が要請されるのである。十六—十七世紀なかばにおけるネーデルランド、イングランドの商業上の発展がきわめて顕著であったことは、貿易の中心が地中海から大西洋沿岸、新大陸へ移ったことと関連して、一般に指摘されるところであるが、ネフのようにいわゆる十八世紀後半にはじまる産業革命とほぼ性質をおなじくした、いわば \wedge 初期産業革命 \vee ともよばれるに価する工業的文明の先駆的革新がイングランドにおいてこの時代に進行していたことを指摘する見解も有力になっていくことに注意せねばならない^(二三)。勿論その規模はイングリ

ドを中心とするせまい 範囲にかぎられていたけれども、それはイングランドにとどまるものではなかったと云われる。冶金・鑄鉄・ガラス・陶器の生産技術の革新と、燃料エネルギー革命である石炭採掘の飛躍的増大が指摘される。フランスにおいても鋳業・冶金・製塩・ガラスにおけるマヌファクチュアの発達が認められるが、イギリスと異ってフランスにおいては軍需工業—ことに硝石および火薬製造業を中心として産業の育成が行われたこと、イギリスが量産を主としたのに対してフランスでは工芸品の質的生産が重視されたことが、両者の工業発展の方向を異なるものとした—とネフは云う。特権的マヌファクチュアの権力的強制による保護育成を強行するシュリ、リシュリュウ、コルベールのマーカンテイリズム政策の前進的方向は一般に承認されているところであって、絶対王政を△階級均衡△と見なす見解も、このような技術革新の側面を無視することができないからであろう。^(二四)ボルケナウはこのようなマヌファクチュアの発展が△科学革命△と相互に関連してその完成を促進し、十九世紀産業革命の前提条件をつくりあげたことを過大に評価している。^(二五)

このように相反する、封建的あるいは半建的土地所有そのものと農民の対立から生ずる危機を重視する見解と工業技術の革新を重視する見解とに対して、最近ではヨーロッパ全体を一つの△市場△としてみた場合の金融と流通の均衡、したがってヨーロッパにおける商品の△価格変動△から絶対王政の生成と進展、停滞と没落を理解しようとする試みがなされている。絶対王政のもとにおける国民市場、したがってヨーロッパ国際社会における市場の形成が、国家的経済規制の必要の度合を物価の上昇と下落に依存させ、それが当時の政治の重要な要因となったことをE・ラブルスは指摘した。^(二六)あきらかに十七世紀初頭からそのなかばに至る時期に、十六世紀には続いていた長期にわたる価格上昇が停止され、価格の下落とはげしい変動にさらされた事実が認められる。このようなヨーロッパにおける△一般的危機△についてホップスバオムは、資本主義の完全な道にいまだふさがっていた諸障害を克服することが失敗に

帰したことがこの危機の原因であり、この危機それ自身が十八世紀後半からはじまる産業革命の諸条件を準備していったことを、市場論の見地から論じている。^(二七)障害物とは前資本主義的経済社会構造—小経営—の圧倒的優勢であって、危機はこれら小規模生産の著しい集中を促進する上にあざかったことは否定しえないところである。しかし経済的集中は農業、工業などの産業部門に依じて、またヨーロッパの地理的諸条件に従って、その具体的な現象形態は各国別、地域ごとに異なっていることが注目されねばならない。農業におけるイギリス式の大農経営の形態とプロシヤ的封建反動の差異、工業におけるネーデルランド的マヌファクチュアの衰退とイングランドにおける大規模生産の組織は、経済的集中の相異った影響の所産にはかならない。^(二八)絶対主義国家は、戦争と新規工業のような危険な商業上の企業に財政上、政治上、軍事上の支援を与え、蓄積された富を農民その他から企業家へ移譲する代理人の役割を果たしてきた。国内市場の開発であり、あるいは大陸重商主義国家が熱中したように、貿易市場の獲得であり、あるいは両市場の結合がその企図するところだった。国内市場を拡大しうる余地のあった先進国に比して、後進国の企業家は著しく不利な条件のもとにおかれていた。ヨーロッパの大部分の諸国にとって十七世紀の危機は、経済的には何ら実りをもたらさなかったが、まかれた種の芽が出るのがおそかったということにすぎない—ホップスバウムはこう論じている。^(二九)

トレヴァ・ローパーも十七世紀危機、ことに一六二〇年代を頂点とする—それは二十世紀の一九二九年危機にも比較されうるのだが—重大な危機が世界史上の転換点であったことを強調している。^(三〇)しかし彼の云う危機は単に経済的な生産恐慌でもないし、また単に政治上の国憲の危機と云ったものではなくて、A国家と経済的社会的構造との関係Vにおける危機である。たしかに初期ルネッサンスにおける国家はイタリアにおける都市国家から始まり、フランス、南ドイツ諸都市にもその成立を見た自治共和制だった。しかし十六世紀に入るとこのような独立した都市国家

の時代は終わって、それに代わってハルネッサンス国家V—君侯を中心とする宮廷貴族廷臣の行政組織—の時代が現われる。経済的拡大の時代でもあったのでその廷臣組織も十分有効に機能しえていたけれども、一六二〇年代を頂点とする一般的危機とともにルネッサンスは終りをづけ、そこにつくりだされたA革命的状況Vのなかで、ルネッサンス宮廷が革命を避け、生命を保持する方策をとることが要求された。すなわち寄生化した宮廷官僚制をより効率のたかい官僚制に置きかえることであり、他方経済的改革の諸手段をとることである。一つはその国の経済上の能力に適合したように行政上の改革を断行することであり、他は都市国家的ではなしに国民市場の創造を企図するマーカントリズムを確立することである。^(二二) ノーデルランド革命の方向ではなくて、イギリスにおとらぬ繁栄を示したコルベールの時代の絶対主義こそまさに商工業の生長と力とに完全に適合しうることを証明した。シュリーのA王国経済V (économies royales)、リシュリュウの重商主義はその道を備えた。チューダー王朝はルネッサンス国家だったが、その末期とスチュアート王朝の企図は絶対主義の方向であって、ただその官僚制改革の失敗がピューリタン革命となったことを指摘している。^(二三)

ほぼ定説となっているチューダー王朝—絶対王政をそれと異ったハルネッサンス国家Vの部類にふくめた点、またそれを前者から区別する明確な特徴の指示が欠けていること、絶対王政の始期はもっと以前にさかのぼりうるのではないか、もしそうできるとすると、その起源とヨーロッパの一般的危機との関連をどう理解するかなど、問題は多くのことされているし、またすでに述べたように統治機構と社会経済構造との適応をどう把握すべきか—の根本的疑問に当面するだろう。しかし絶対王政が当時の体制的危機と関連しており、宗教戦争、三十年戦役、ピューリタン革命、フロンドの叛乱などの革命的状況の中から誕生したことは否定しえない歴史的事実である。このような革命的状況が封建制の危機だったのか、ローパーが云うようなハルネッサンス国家V—それが封建国家だったか、近代国家だったのかを

検討することも重要であるが――の危機からおこったのかは、十分に検証されることを必要とするだろうが、単純な領主制国家への反動的復帰ではないことはたしかであろう。^(二三)

ヨーロッパ全体における絶対主義の発展段階について、各国の特殊性を無視した形式的図式化を試みることは無用なことかも知れないし、各国の発展段階は時間的に同一の時期に属さないのだから、全ヨーロッパについて図式化することは不可能かも知れない。ことにプロイセン・ブランデンブルグあるいはロシア絶対制の特殊性から絶対王制の一般的屬性を導きだす危険性も無視しえないであろう。しかしM・ハルトゥングが試みたように、一般的に、(1)生成期の絶対主義。(ここでは理念的・イデオロギー的活動が実際活動よりも活潑である。)(2)勝利した絶対主義であつて、一五五九―一六六一年におよぶ時期、(3)爛熟した絶対主義の三段階に区別することも一つの方法であろう。^(二四)身分制的国家から絶対制国家への移行期に、宮廷を中心とするマキアヴェリ的国家理性の国家、プウルクハルトのいうルネッサンス的国家を考えられるのかも知れない。つぎに国家機構論、制度論の視点から絶対主義の政治学的分析を試みてみよう。

- (一) 十五―十六世紀の危機 (Krise) が貨幣地代と商品的農業経営の成立によることについて、高橋『市民革命の構造』、九七頁以下参照。絶対王政が身分的君主政から自然生長的に転化したものではなく、経済的・階級の変動と政治的再編成の集中的表現にはかならない(内乱Vを前提としていることについて、中木、同前、四〇―四一頁。
- (二) 柴田高好『イギリス絶対主義』、今中次麿編、政治学講座、V、七頁以下)
- (三) 角山栄『資本主義の成立過程』、六七―八頁。
- (四) 同右、一二七―四八頁。
- (五) 同右、一四六頁。
- (六) 中木、同右、一〇四―一二二頁。

- (七) 同右、二二二—一六頁、二五〇—二五八頁。
- (八) 柴田(三)、同前、一〇九頁。△領主権▽は△領主制▽の変形されたものであるが、後者と区別さるべきことを指摘している。中木、同右、二二五—一六頁はポルシュネフのフロンド叛乱の解釈が、農民大衆の中に△プロレタリア▽的要素をのみ求めていることは誤りであることを批判しているが、それは封建制の強調のうらがえされた側面への批判であろう。
- (九) 河野『絶対主義の構造』、一三頁、一五二—一五三頁。中木、同前、一〇五—一〇六頁。
- (一〇) Methivier, *ibid.*, pp. 77—8. (邦訳、八六—七頁)
- (一一) 柴田三千雄、同前、五四—五五頁。
- (一二) 羽仁五郎『デオコンダの微笑』、一〇四—〇八頁。白杉、同前、一一—二頁。
- (一三) J、U、ネフ(宮本又次訳)『工業文明の誕生と現代世界』、一二三頁以下。
- (一四) 同右、『産業と政治』、九三頁以下。
- (一五) ボルケナウ(水田洋他訳)『封建的世界像から近代的世界像へ』、彼の機械論的解釈とH・グロスマンによるその批判については、同前、II、三四五頁以下参照。
- (一六) Hartung et Mousnier, pp. 36—7. (Labrousse, *Crise d'Economie fr..*)
- (一七) E. J. Hobsbawm, *The Crisis of the Seventeenth Century. (Crisis in Europe, 1560—1660. ed. by Trevor Aston)*, pp. 28—30.
- (一八) *Ibid.*, pp. 41—2.
- (一九) *Ibid.*, p. 47.
- (二〇) Trevor—Roper, *op. cit.*, p. 95.
- (二一) *Ibid.*, pp. 83—4.
- (二二) *Ibid.*, pp. 88—90.
- (二三) J. Touchard, *Hist. des Idées polit.*, pp. 314—15. 十七世紀の多様な危機の中から絶対主義は強くなって現われる。
- 十七世紀はその頂点であるように見えるが、それは過渡的、かつ雑種の(hybride)絶対主義である。過渡的とは、絶対主義を有利にしている同じ動機が、短かい期間のうちにその崩壊をうながしているにすぎないから。雑種というのは、絶対主義

は、主権の観念を同時に、伝統的要素—君主の義務、契約、慣習、根本法—と、新しい要素—マーカントイズムと功利主義—との上に根拠づけているから。

(115) Hartung et Mousnier, op. cit., pp. 18—20.

四

このように経済史的・政治史的に考察して来たとき、絶対君主政が封建制とは相異なる国家制度または統治機構を採用していたか否かを見ずごすことはできないだろう。十六—十七世紀の、国際的にはローマ・カトリック教会の普遍的ヨーロッパ秩序からの離脱と民族国家としての統一と独立、国内的には多元的身分国家、コンミュニクの自治都市、コルポレーションの否定と中央集権的地域国家への移行は、実に新大陸の発見に伴う植民地競争、商業戦争の進行と、宗教戦争、王位継承戦役の中で、封建貴族の衰退と新興のブルジョア分子の経済上の優越、官職上の指導的地位への上昇と、不可分に関連しあっていると考えられよう。その指導的役割は政治的勢力としての絶対君主と官僚の活動に中核的に見いだされると云えよう。この憲法制度または統治機構の根本原理が、その理念または政治思想の上で、封建的身分制的国家原理と明確に区分され、相対立していると認められる諸要素を、法史論的、政治思想史的に解剖分析し、その概念上の近代的属性を明らかにすることを試みてみよう。すなわち封建制度を否定する絶対王政の革命的権力としての一側面を国家論から把握し、封建制から近代国家へのその非連続性を理論的に説明することである。この視点からとりあげられるべき本質的諸要素として、(1) 主権 (sovereignty)、(2) 公共的共同体 (または政治体 (Corps politic))、(3) 官僚制 (Bureaucratie)、(4) 公共福祉を、理論的に比較検討した上で、選びだすことができるのではないだろうか—と私は考えている。以下にそれらの要素の反封建的革命的性についてそれぞれ項目をもうけ

て検証してみよう。

(1) \wedge 主権 \vee

国家論上主権は近代国家を封建国家から対外的、対内的に区別し、識別するもっとも重大な、理論上、意識上の特徴であると、一般に承認されていると私は考えるけれども、この観念は封建制度に全く欠けていたとは云えない点もあるようだから、そのことについて予め若干検討しておこう。Sovereigntyという言葉はそれ自身中世ではほとんど用いられることなく、皇帝権にあたる *maiestas, summa potestas, summum Imperium, supremitas* などが一般に使われていた。その語源について宗主権 (*suzerainty*) が領主に対する支配についてきわめて類似した観念を与えているが、その関係については明らかではない。むしろ本来は対外的にいかなる優越者 (*superior*) にも従属していない権力という否定的概念であって、それが \wedge うらがえし \vee されて国内におけるあらゆるものに対する国家の關係を表示する肯定的概念として用いられるようになった。地上の最高の権力であるという本質から絶対的全能、すなわち唯一、無限、全権力的という属性が演繹されたのであった。主権的権利はしたがって近代的 \wedge 国家 \vee の概念そのものに内在した権利であって、国家創設の固有な行為という単一の普遍的原因に帰着せしめられることについては、一般に承認せられたところであろう。⁽¹⁾

かような \wedge 主権 \vee の観念は政治・法思想史上ボータンの『国家論』において、当時の政治的実践の諸動向のなかから明敏にもつかみとられたところであることについては、ここでくりかえすまでもないだろう。ただ彼のこの理念はルネッサンス的絶対権力の思想、国家理性 (*Statssäson*) から区別されて、⁽²⁾ フランス大王国の王位のキリスト教的ガリカニズム的 \wedge 神性 \vee —恒久・不滅・不可譲—を強調しているのであって、法から自由な権力 (*potestas legibus soluta*)、絶対的独裁権とも異っている。⁽³⁾ 当時のフランスの憲法意識についてロアゾーはつぎのように語っている

が、このような見解は国民のかなり有力な支持を、旧教徒リーグ派のきびしい弾圧のなかで、得ていたと考えるよ
 かるう。『主権は国家、：君主政に存在を与える形相因であって、それは君主に属している。：ところでその成分は
 絶対的権力であって、すべての点で十全かつ全体的である。：しかし主権をそのうことなしに、主権者の権力を制
 限する法が三種類ある。すなわち神法であって、君主はそれに服従すると同時に主権的である。自然的正義の規則で
 あって、実定法ではないが、その執行が随意ではなしに正義によってなされるのは公的領邦 (Seigneurie publique)
 の特性である。最後に国家根本法であるが、これに対し君主は主権を、その本性に従って、かつそれが設定された形
 式と条件に応じて行使せねばならない。』^(四)

リシュリウおよび当時の政論家の政治思想は、現実政策論の側面において国家理性を強調し、マーカンティリス
 ムの統治体系を形成してゆく点において、自然法的国家論とは相異しているけれども、その憲法論においては制限君
 主政、身分国家に反対し、主権論の確立につとめていた。リシュリウの協力者だったル・ブレの『国王主権論』も
 また、主権は神によって国王に委任されたものであって、人民―封建貴族の所有ではなかったこと、その恒久不滅は
 サリカ法によって保障されており、立法権がもっぱら国王に所属するのは、かような王国の本質的属性に帰すること
 を強調していた。立法権とは新法を制定するのみならず、旧法、政令を改廃する権限であって、その範囲はただに一
 般法にとどまらず、自治都市の法律、州の慣習法全体に及んでいた。^(五)このような観念はルイ十四世の治下において、
 ボッシュエによって君主神権論として完成されたことを否定しえないだろう。地上における神の代理人である国王の権
 力は、神聖にして、アダムの族父権に溯由するものであり、この意味で専制政治から区別された絶対的なものでなけ
 ればならない。このようなガリカニズムの絶対王政の根本観念は封建的身分的制限王政と相対立するものだった。^(六)
 すでに見たように主権の観念とその制度はフランス宗教戦争における新教徒や旧教徒リーグの側からこもこも、暴

君放伐論、統治契約論の批判をこうむってきた。旧貴族、自治的コンミュニオン、諸身分の特権を擁護するための反絶対主義的党派からの攻撃であって、これらの宗教上の対立から生じた紛争を世俗国家の方向において解決し、両者の均衡を政略的、中間的に実現しようとはかった政治派——官僚派は、これに對抗して君主主権の理念に積極的役割を期待していた。事実当時の論争点は、中世的立憲主義のように主権の荷い手を複数者とするのか、それとも絶対君主に求めるのか、そのいづれかであって、君主制そのものにむかって批難を加えるものではなかった。^(七) フロンド叛乱における貴族あるいはパルルマンの武装蜂起の目的は、当時の状況において宰相マザランはじめその他の官僚への攻撃でこそあれ、君主政への批判は少しも見いだされなかった。むしろ君側の奸臣の宮廷からの一掃を望むが故に、その手段として国王親政をさえ主張していたと云われる。^(八)

イギリス憲法思想では、立憲主義の中世からの継承が強調されるあまりに、絶対王政の観念、したがって主権概念はほとんど形成されなかった——という説が有力である。^(九) しかしたとえばトマス・スミスの『イギリス国家論』は絶対王政の擁護論を展開させているし、当時のイギリス人の見解もまたきわめて王党派的だったと云えよう。スミスはパウアでローマ法学を修めたが、コモンロー的国制と異なる憲法論を述べている。すなわち国王の権力は神から直接由来するのであって、主な官吏、裁判官の任免、対外政策の決定に関して絶対的統制権をもつものである。国王が賛成しない法案は無価値かつ無効である。国王はイギリスでつくられるすべてのものの首長であり、權威である。議会における国王は自然法による制限をうけることなく、臣民の富、権利、財産を処分することができる。『イギリス国王は議会においてもとも絶対的国王である。』と述べている。事実従来単に司法機関にすぎなかったパリアメントを、ローマ教会から離脱して自分を英国教会の首長として承認させる道具として役立てるために、国王の立法機関に転化したのはまさにヘンリー八世自身だった。

チューダー王朝から十七世紀中葉の内乱までにいたるイギリス人の憲法思想は、専制君主、僭主から区別された絶対的国王の観念を承認し、支持していたと云えよう。彼らにとって国王は神によって油をぬられたものであり、地上におけるその代理者（半神）であって、人間に対し神的正義を管理する責任を負うものである。議会的反対派の指導者コリトンさえ一六二八年『国王は神の権力をもつ』と語った。国王は世俗的と教会的の、あらゆる官職の任免権をもつものであって、最高の封建領主である。国王は自分の統治権の範囲―外交、和戦、貨幣、王国の防衛に必要な産業と食糧の統制―において絶対的である。国王は自由に議会を召集し、休会にすることができる。王国の福祉に責任を負うものであって、事ひとたびそれにかかわるときには、国王は自由裁量権（discretionary power）をもつ。これらの国王大権は一六四一年以前にあってはなんら攻撃をうけなかった。^(一)宮中顧問官、裁判官は国王の絶対的権力があらゆる統治範囲に及ぶこと、国王は国内におけるすべての皇帝権をもち、緊急の場合には臣民の財産を没収しうることを証明することにとめていた。ただ専制主義におち入る危険がある場合にのみ、国王への非難がなされたが、それは個々の事件に関する訴訟手続について行われるのが普通だった。コモンローを尊重しながら、自分に有利な判決をうることによってこの慣習法体系の中に君主権を承認させる方向をスチュアート王朝はつくりだすことにとめたが、ここには主権理念の完全な承認が認められよう。ホップス『リヴァイアサン』はこのような主権概念の理論的体系化の試みであったし、内乱において成立したクロムウェル独裁は、その統治機構において絶対王政となんら異なるものではなかった。^(二)

これらの主権観念、制度は実践上純粋領主制にかわった後期封建制の特徴である身分制的、二元的国家に对立し、それを変革しようとするものだった。社会契約思想はこれに対して身分制国家そのものの復活にはかならない制限または混合君主政を意図するものであったし、あるいは中世都市国家―ヴェネチア、アムステルダムはその典型だった

—を理想としていた。主権の観念は、一方においては領主貴族の特権—領主裁判権、徵稅權、警察權など、他方州、コミュニティ、コルポレーションなどの自治的特権などを決定的に排除してゆくための、政治イデオロギー上、制度上の強力なことで、その役割をもっていた。国民の大多数の人々はもっぱら行動によって、当時の絶対主義が封建制の否定であり、絶対的君侯に具現された、主権的属性を綜括した国家であるとの意識を表明していた。^(二三)

(四) 公共的共同体 (政治体)

主権の概念と不可分であって、むしろ論理上それに先行する近代的一元的国家の観念である。あるいは民族国家 (Nation-State) とよんだほうが適切かも知れないが、民族的意識よりは国家の意識のほうがより強く、より新しい、ルネッサンス的観念だったと云えよう。国家主義 (Fraternisme) がナショナリズムよりも一そう当時の政治意識を表現する上にふさわしいだろう。二元的国家あるいは多元論的社会構造を特徴とした封建国家にかわる、統一的中央集権的国家の誕生である。自治的コミュニティの小国主義あるいはその連合体にかわる大国主義である。身分制的階層秩序^{ヒエラルヒー}にかわる地域的集中制である。普遍的キリスト教国家からの地上的世俗的国家の分離独立である。^(二四)

二元的国家論は超越的な地位にある個人的人格者としての統治者と集合的人格としての人民との契約関係において理解されていたが、このような universitas, communitas, corpus としての人民の集団人格はコルポレーションに關するローマ法理論によって根拠づけられていた。その場合君主と人民はそれぞれ相異なる分離した人格を形成するものであった。そこにはいまだ単一の国家人格の観念はなかったと云えよう。^(一五) たとえば暴君放伐論者は人民と国家とを同一視し、人民主権 (Populus, Universitas Populi の最高権力) とおなじ意味で Respublica または Regnum (王国) に最高権力を帰属させているし、アルトウジウスは Respublica を Universitas Populi と同一

視している。サルモニウスは国家人格 (Persona Civitatis) は君主の人格 (Persona Principis) にまざると云いながら、その人格を主権的人民に帰属させている。ここでは国家人格はいまだその内在的本性から理解されるのではなく、外部にあって権力を行使する君主と、二元論的に相分離するものとされていた。^(二六) 人民主権論者にとって主権の主体は共同体としての人民に属するとともに、支配者たる君主にも属するものであって、いわば二重主権論であるが、彼らのいう実質主権 (majestas realis) の主体としての国家と、人的主権 (majestas personalis) の主体たる統治者という表現には、彼らの企図が国家人格の真の統一の観念にはかならない国家主権の積極的要望の思想上の暗示にあることが表明されていたと云えよう。^(二七) グロシウスにおいてはかような政治体の観念はさらに一そう明確にされた。視力の主体が全身であると同時に目でもあるように、最高権力の主体は統治者であると同時に人民でもあった。

全国家それ自体が権力の共通の主体 (subjectum commune) であり、統治者が個別的主体 (subjectum proprium) であると彼が主張するとき、彼は有機体的国家概念に一そう接近していたと云うことができよう。^(二八) 政体の変化にかかわりなしに国際法上の主体が持続的に国家全体に承認さるべき理由がそこに存している。人工的巨人としての「リウアイアサン」のような国家観がホッブスにおいて成立したのは、実に封建的立憲主義に固有な二元論の清算と一元的国家論形成の歴史的過程の所産だったといえることができるだろう。

国際法上の実質的単位としての「国家」の概念とならんで十六世紀が明確にした法原理は、公法体系の私法からの根本的区分だった。^(二九) この公法原理の成立は、封建的領主制に固有の家産制 (Patrimonialism) の清算と、「公共性」の観念の確立に不可分に結びついていたと云えよう。家産制のもとにおいては官廷財政は国家財政あるいは領主裁判と不可分に結合していたし、そのことが領主制の本質でもあった。王国の私経済と公経済、私法と公法との区別が、国家の世俗化と平行して進行したことは、この時代を身分的封建制から区分する絶対王政の重要な特徴だった。^(三〇)

すでに述べたようにロアゾーは公共的領主制という表現を用いたが、たしかに絶対君主は領主のうちの最大最高のものであって、他の領主を追放し、あるいは併合することによってその地位を得たのであるから、その本質において封建領主であることにおいて、家産制的国家機構の延長以外のなものでもないように見える。しかしこの家産制が公共性にかえられた点こそ、絶対王制の国家機構を封建国家から区分する重要な要素の一つではないだろうか。大土地所有が国王権力の経済的基礎であることは否定しえないところであり、したがって絶対君主が階級的に地主階級の代表者であると云うことはできるけれども、実さい当時の法学者デュムウラン、ボーダン、ギイ・コキユなどは、領主制的君主政 (*monarchie seigneuriale*) から王制的君主政 (*mon. royale*) を区別し、前者が家産制的領有 (*patrimoine domaniale*)、すなわち臣民の身体・財産に対する農奴的支配を要求するが故に非難されるべきであることを強^(三)に對して、後者はフランス的慣習に従う、仲裁的規制的裁判的秩序——均衡秩序 (*ordre d'équilibre*) であることを強調していた。あるいはジュヴネル・デ・ユルサンは王権が家産制的ではなく、用役権的 (*usufruitier*) であり、財産所有者的でなく管理者的であることを承認していた。

家産制的領主制が国王のもとに統合され、国土全体が最高の地位にある君主の人格に帰属するという意識は、国王と庶民との一体感を強め、人民衆の国王Vの感情を一般化していたことを否定しえないであろう。君主の人格に表明された觀念は、貴族、ギルド団体、自治体が要求している身分的諸特権から区別された公共善にほかならないのであって、これを大衆は反封建的とうけとっていたようである。封建的旧貴族、新興の法服貴族の絶対王政への反抗だったフロンドの叛乱に対する国王の勝利は、民衆の勝利だとうけとられていた。旧制度下の国王への民衆の感情を、ある史学者はつぎのように述べている。「フランス人の大部分はボッシュエのように考えている。フランス人がヴォルテールのように考えたのは全く突然のことだった。それは一つの革命である。」ヴォルテール自身は君主主義者だったけ

れども、彼の批判的精神はあらゆる既存制度を疑問視させる上に役立ったのである。^(三三)

家産制の否定と公共財の観念の確立が、宮中の私経済から区別された国家財政、国民経済の認識の道をひらいたのであって、マーカンティリズム、官房科学（*Cameral-wissenschaft*）独自の財政学的行政学的科学分野への端緒が与えられたのである。

い 官僚制。

このような統治学、管理技術において教育を得た国政担当者の集団は政治上重要な勢力をうるようになるが、これら官僚の政治上行政上の組織が官僚制である。勿論古代中世を通じて統治上の実務組織が見いだされるけれども、公法と私法、私経済と公共経済との分化が一般化され、統治技術の法律上行政上の専門化、組織化が著しく進化した段階、つまりこの絶対王制の段階においてはじめて、明確な形式をもった「官僚制」は形成される。M・ウェーバーはこの点についてつぎのように説明している。『国家と法とが官僚主義化されてはじめて、一般に客観的V法秩序とそれに保障された個人のA主観的V権利とを概念的にきびしく区別する終局的可能性が与えられる。A公法VとA私法Vとの……区別についても同様のことが云える。この概念的区別は、首長権力の抽象的担い手であり、A法規範Vの創造者であるA国家Vと、個々人のあらゆる個人的A権能Vとの概念的区分を前提とする。こうした表象形式は官僚制以前の支配構造、わけでも家産的および封建的支配構造の本質とおよそ無縁のものでなければなるまい。……右の区別をはじめて原理的に遂行したのは、官僚制における職務執行の完全な非人格化と法の合理的体系化とであった』^(三四)。このように官僚制を統治機構の法治主義、合理化の所産として理解すると、この原理は封建国家の決定的否定としてのみ可能とされたのであるから、官僚制は絶対王政の革命的政治主体として現われたということができよう。事

実上官僚として有能なことを示した指導的政治家はルネッサンス的ヒュマニズムの洗礼を受け、ローマ法学教育によって封建的慣習法への批判的精神を教養として鼓吹され、科学革命の進行に関心をもっていた。^(二四)

絶対君主政の発展段階はこれら官僚制度の諸機能、諸属性の形成、すなわち顧問官会議 (Conseils)、裁判所 (Cours)、地方長官 (Agents locaux) などの主権者、集団自身相互およびそれらと他の社会構成諸団体、諸集団とのあいだの諸関係の法制的分析によって、区別されねばならない。その第一段階は國務會議 (Conseil)、法廷および法曹団 (Cours et Corps) による統治であって、フランスにおけるシャルル八世、ルイ十二世、フランソワ一世の時代、スペインにおけるカトリック諸王とカール五世の時代である。イギリスではヘンリー七世、同八世の時代である。ここでは国王の親政が原則的には形成されているが、その合議的官僚組織—國務會議には法服貴族が参与しているにもかかわらず、それはなお著しく封建貴族によって支配されている場合が多い。国王はしばしば顧問會議とは別個に、財政専門家あるいはブルジョア出身者を秘書官に登用し、彼に國務を担当させている例が見いだされる。^(二五) フランスにおいては官僚任用の手段として売官制 (vénalité) が一般的慣行として承認されたが、これは官僚組織の腐敗としてよりもむしろ、合議制あるいは公務員制度を確立するために有利な条件をつくりだす手段として高く評価され、特権的貴族の同族的推薦制あるいは選挙制を免がれてブルジョア出身者を官吏に採用し、国王の権力を強化するための道具として利用された。^(二六)

官僚制の第二段階は、より一そう迅速な頂上決定の必要と財政上の要求にせまられて、國務書記 (Secrétaires d'Etat) と行政合議体 (Collèges administratives) とから成る内閣統治 (Gouv. de Cabinet) が出現した過程である。フランスではアンリ二世からルイ十四世の親政にいたる時代であり、イギリスではエリザベート女王、ジェームズ一世、チャールズ一世の治世下で準備された。ドイツにおいてはフリードリッヒ・ウィルヘルム一世の総都督の

創設から七年戦役にいたる時期である。国王が顧問会議に諮問することは一そう少くなり、国務全般は書記官によって担当されるようになる。顧問会議の政治顧問会議（*Conseil polit.*）と司法行政顧問会議（*Cons. judiciaires et administratifs*）との区別が一そう増大し、かつ後者は一そう専門化した多くの分科会に分割されるようになる。地方においては司法合議体（*collèges judiciaires*）とならんで財務合議体（*col. financiers*）の組織が発達して行く。^(二七)第三段階は国王親政の時代であって、顧問会議は単なる形式、平常手続に還元されてしまう。諸大臣の任免は専ら国王の信任、寵愛にかかっており、国王の決定は諸州に対し特任官（*commissaires*）によって画一的に執行される。フランスにおける監察官（*intendants*）とその属僚（*subdélégués*）はかような官僚の典型である。顧問会議から州行政・裁判にいたる合議制的諸機関の非能率と責任制の欠除を排除せんとするものであり、旧式官吏制（*officiers*）、領主裁判制の追放である。ここに巨大な官僚機構が形成され、絶対君主政は官僚政治の性格をますます強めるに至るのである。^(二八)

官僚制の第四段階は、国政の範囲の拡大と専門化の結果、国王親政が困難となり、政府決定が不統一となったことから、諸大臣の役割が増大してきたところに現れてくる。大臣会議または大臣内閣制（*Comités des ministres, Cabinet des minist.*）が構成されたのであって、国王の出席なしに相異なる諸部門の共通事項を諸大臣は討議することとなったのである。フランスにおけるルイ十五世以後のアンシャン・レジムの官僚制度はこの段階にふさわしい機構の例である。^(二九)

以上はフランスにおける官僚制の発展過程を典型として選んで、その形成を図式化したのであって、西欧における絶対王政の類型と見なすことができよう。しかし立憲君主制が中世的伝統によって慣習法的に樹立されたことが強調されるイギリスの場合や、東エルベのユンカーによって構成されたプロイセン・ブランデンブルグの官僚制を、この同

じ類型によって説明することが正しいかどうか問題となるだろう。

バラ戦争の犠牲の中から立ち現れたチューダー王朝の行政は封建制の延長の上に立っていたという見解はイギリス国家制度史学上きわめて有力である。^(三〇)しかしフランスのそれよりもはるかにはやい一五三〇—四〇年代にさかのぼって、ヘンリー八世の治下にトマス・クロムウェルが遂行した行政革命は、エリザベス朝、スチュアート王朝を経て、十八世紀における議院内閣制の確立にいたるまでの、イギリス国家組織の根本原理を確立したと云うことができるだろう。すなわち家産制にはかならない宮廷管理 (Household) とその機関である王室 (Chamber) と宮中財務官 (Exchequer) との改革である。旧王朝の統治手段の中心だった印璽 (Privy Seal) の役割は全く形式上の手続に衰退し、むしろ國務書記官 (Secretary of State) が専門化し、組織された官僚的秩序を構成するようになった。旧貴族によって構成されていた國務會議は、指導的官僚による重大な国政の最高審議機関である枢密顧問會議 (Privy Council) へ再編成された。財務に関しては一五三六年修道院所領の没収に関して国王増収裁判所 (Court of Augmentation) が設立され、一五五四年には宮中財務官制は全国的國庫組織としての中央財務機関に再建されるに至った。^(三一)内乱と王政復古とはこれらの官僚組織の変更と枢密顧問會議にかわる大臣内閣制をもってしたし、嚴重な官僚的方法は裁判所のコンモンロー的、流動的方法の優位に譲歩してしまっ、したがってイギリス内閣史は一六六〇—一七八四年にいたるあいだ書かれないままにのこされたほど、官僚制はイギリスにおいては慣習法的混合物以外のなものでもない^(三二)と理解されるに至ったほどであった。^(三三)しかしそれにもかかわらずT・クロムウェルが建てた官僚制、公務員制の原理と制度とは、一貫してイギリス民族国家の統治の基礎となったことを否定しえないだろう。エルトンがこれを行政革命Vと云うとき、それは統治機能と社会生活との適応の視点—たとえばT・ローパーの云うような—からではなしに、社会経済的革命の一環として行政組織の变革を理解しているのであって、この点から見ればイギ

リスに固有な特殊な条件を考慮しなければならないことは言うまでもないが、フランスの種類と比較して、封建的産業制的国家構造から近代民族国家への重要な変革が進行していたことをイギリス官僚制の形成もまた証明しているのではないだろうか。^(三三)

エルベ以东の東欧絶対主義における官僚制、すなわちプロイセン・ブランデンブルグおよびロシアなどのユニカールの官僚制はフランスなどの古典的官僚制とは異なっていて、むしろ軍国主義を中軸とする官僚制、 \wedge 軍閥 \vee であることに留意せねばならないだろう。^(三四) 古典的絶対王政と云えども \wedge 常備軍 \vee の創設と維持が当時の民族国家生成期のヨーロッパの国際的条件のなかで緊急な課題となったことは言うまでもないが、東欧諸国の商業資本主義における後進性は、封建的大貴族の国家機構の中への再編成—フランスにおける帯剣貴族のように—をことに重大な絶対王政の本質的要因とし、そこに軍国主義を成立させた。そこにユニカールの絶対王政の特殊性が存するのであって、ここではブルジョアジーは官僚組織から排除されたし、国王は大貴族の保護者として振舞った。^(三五)

(二) \wedge 公共福祉 \vee

官僚の政策原理であってマーカンティリズム的 \wedge 福祉国家 \vee 論の基礎をなしている。官房科学の国家目的論でもある。科学技術革新と技術出身官僚の役割、その政治的勢力としての比重、啓蒙的絶対制あるいは議會制マーカンティリズムへの移行の要因として、この政治原理を検討すべきだが、この問題の検討は他日にゆずることにして、一応マーカンティリズム論と絶対主義論の不可分の関係を指摘するにとどめよう。

※

※

※

※

この小稿は一応問題設定を試みただけであって、その解決にはなんら役立たない無徒な論議に、しかも粗雑な取り

あつかに終止してしまつて、この分野におけるすぐれた労作も不消化におわつてしまつたことを残念に思い、他日のオリジナルな政治学的研究を期して筆をおくこととする。

(一) Otto Gierke, *Natural Law and the Theory of Society, 1500 to 1800.* (translated by E. Barker), pp. 40—41.

(二) マキアヴェリはハルネッサンス国家の理念、権力獲得のための無限の情念であるハ徳の保持を最高絶対の目的とするのに対して、ボーダンは法的、道徳的政治規範—大國における正統な支配原則を探索していた点において両者は異つてゐる。(Fr. Meinecke, *Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte*. 3. Aufl. SS. 77—8.)

(三) R. Mousnier, *Les XVI^e et XVII^e Siècles*, 65, pp. 245—46. 堀豊彦『國家主權の絶対性』三九—四三頁。毛織大順「歴史主義—J・ボーダン—」今中次磨編『政治学講座』Ⅲ上、二九—三四頁。

(四) Hartung et Mousnier, *ibid.*, p. 6. Methivier, *Ancient Régime*, pp. 37—40.

(五) H. Sée, *Idées polit. en France au XVI^e Siècle*, pp. 64—5 ; pp. 67—8. J. Touchard, *Histoire des Idées polit.*, p. 331 ; リンチュリュウの保護のもとに Guez de Balzac, *Le prince*, 1631 ; Cardin de Bret, *De la Souveraineté du Roi*, 1632. は絶対王政支持の理論を展開した。

(六) Touchard, *ibid.*, p. 344. R. Mousnier, *XVI^e et XVII^e S.*, pp. 245—46.

(七) Gierke, *ibid.*, pp. 43—5.

(八) フロンド党の政論家の意見によれば、彼らはハ王位の篡奪による専制政治に反対であつて、眞の王國を支持するものであるが、それはマキアヴェリ的ではなくて、ハ神の無謬の法に従うものでなければならぬ、領主的君主政 (*monarchie seigneuriale*) ではなくて、王國的君主政 (*mon. royale*) でなければならぬことを主張した。(H. Sée, *ibid.*, pp. 88—92) またパリ市民はルイ十三世をハ奇蹟を行う王として仰敬していた。(Touchard, *ibid.*, pp. 322—23.)

(九) Hartung et Mousnier, *ibid.*, pp. 21—2 ; S. B. Chrimes, *English Constitutional History*, pp. 122—23. 『それ故にチューダー政權は、本質的に君主政的統治に関する中世的觀念の頂点であつて、ある目的のために議會の同意を必要と

しており、適当なところではロモンローの優越を承認している。』

(一〇) Hartung et Mousnier, *ibid.*, pp. 22—3 ; pp. 24—5. △新しい君主△のもとにおける△新人△ (New man) —は当時の革新的特徴を示す言葉であるが、T・クロムウェルは統治者の意志は法をつくる—と主張した。Quod principi placuit legis habet vigorem. (Christopher Morris, *Polit. Thought in England*, Tyndale to Hooker. p. 84.)

(一一) Hartung et Mousnier, *ibid.*, p. 12.

(一二) *Ibid.*, pp. 13—4.

(一三) *Ibid.*, pp. 14—5. ムーニエは、自分たちの政府を観察している当時の人々の定義のみが、実さいに△絶対主義△の定義として有用である—と論じている。(ibid., p. 4—5.) 神、英雄王、太陽王の観念が当時の装飾に表現されている様式について、Methivier, *ibid.*, pp. 40—1 参照。身分制国家 pays d'Etats—pays d'Electon, Généralité と區別された—については Max Beloff, pp. 56—7. Hartung et Mousnier, *ibid.*, pp. 18—20 参照。

(一四) Laski, *ibid.*, p. 62. M. Beloff, *ibid.*, p. 24. 民族の観念は文学上にもしばしば表現されたが、しかしそれは戦争などの緊急時にかぎられ、潜在的だった。△国家△ (state) の観念はそれよりも新しく形成されたのであって、旧来の王位 (Crown) にかわって、より広く、かつ強く政治上の事項について使用された。

(一五) Gierke, *ibid.*, pp. 44—5.

(一六) *Ibid.*, pp. 50—60.

(一七) *Ibid.*, pp. 53—4.

(一八) *Ibid.*, pp. 55—6.

(一九) Laski, *ibid.*, pp. 46—7.

(二〇) M. Weber, *Wirtschaft u. Gesellschaft*, k. III. §. a, 8.9. SS. 170f.

(二一) Methivier, *ibid.*, pp. 37—40.

(二二) M. Beloff, *ibid.*, pp. 50—1.

(二三) M. Weber, *op. cit.* SS. 734—35. T. F. Tout はこの見解に批判的であって、宮内管理と不可分に混合しあっている行政自体はすでに中世において確立されつつあったこと、イギリス官僚制の確立はすでに十四世紀にさかのぼる—と云

- c. (The Emergence of a Bureaucracy; Reader in Bureaucracy, Ed. by P. K. Merton & others, pp. 68 ff.)
- (一四) Trevor-Roper, *ibid.*, pp. 72—3; T. F. Tout, *ibid.*, pp. 73—4.
- (一五) Hartung et Mousnier, *ibid.*, pp. 26—7.
- (一六) 売官制はすでに一六世紀に発達したが、一七世紀に入ると(一六〇四) Paulerte によって制度化され、国庫収入をはかるとともに官吏の身分保障の手段ともなった。Mousnier, *ibid.*, pp. 118—9; M. Beloff, *ibid.*, p. 73; Trevor-Roper, *ibid.*, p. 89. Hartung et Mousnier, *ibid.*, pp. 48—9.
- (一七) Hartung et Mousnier, pp. 29—30.
- (一八) *Ibid.*, pp. 30—1.
- (一九) *Ibid.*, p. 31.
- (二〇) Richardson, *Tudor Chamber Administration, 1485—1547*; pp. 446—47. 越智武臣『近代英国の起源』、四七頁。『チェインバー行政のワク内において、封建的原理と中世的形式は、テューダー時代を通じて生き残った。…』
- (二一) G. R. Elton, *The Tudor Revolution in Government*, pp. 415—16; pp. 421—23. 越智、同右、五三一—四頁、四六頁、五二頁。
- (二二) Hartung et Mousnier, *ibid.*, pp. 29—30; Elton, *ibid.*, pp. 420—21. イギリスにおける治安判事 (Justice of the peace) の名望家的性格が、そのことを語っている。
- (二三) Elton, *ibid.*, pp. 425—26. 『英国史では多くの諸変化、諸改革があつたが、行政上の革命は三つにすぎない。それらは国家それ自身が一新されつつあつた時代であつて、動態的政治の所産であり、時代のそれであつた。実さいそれらは、行政が奉仕していた社会の本性に影響を及ぼしつつあつた、より一そう深淵からの革命の一樣相にすぎなかつた。…アングロ・ノルマン体制…十九世紀の初期の改革…この場合テューダー朝の統治革命もまた社会と政治との構造変化とに一致してゐた。それは十六—八世紀に栄えた君主的民族国家の創造にもなつたのであり、その結果であり、ある方式でその助けとなつたのである。…』
- (二四) Hartung et Mousnier, pp. 45—7.
- (二五) *Ibid.*, pp. 39—40; Alf. Vagts, *A History of Militarism* (Rev. ed.) pp. 62—5.